

## 1 開会

### 【小笠原課長】

こんにちは、年度末のご多忙の中、ご出席、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度神奈川県薬事審議会を開会いたします。

申し遅れましたが、私は薬務課長の小笠原と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、開会に先立ちまして、保健福祉局 梶木生活衛生部長からご挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

### 【生活衛生部梶木部長】

生活衛生部長の梶木でございます。年度末のお忙しいところ、委員の皆様にはご出席をいただき、ありがとうございます。

また、日ごろから本県の保健福祉行政の推進につきまして、深いご理解と多大なご協力をいただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本年 1 月、奈良県内の薬局において C 型肝炎治療薬である「ハーボニー配合錠」の偽造医薬品が調剤され、患者に交付されるという事案が発生しました。本事案は医薬品に対する国民の信頼を損ねかねない重大な問題であり、大変由々しき事態であると認識しております。

本事案の詳細につきましては、この後に報告がありますが、本事案の発生を受けて、厚生労働省では、これまでに各種通知を発出しており、県としても、医療機関、薬局及び卸売販売業者に対して、医薬品の適正な流通を確保するための措置などを指導するとともに、県保健福祉事務所に対して、監視指導の強化をするよう指示をしました。

また、厚生労働省では、医薬品の流通段階における規制を強化する検討を始めたと聞いておりますので、こうした動きを注視しながら、医薬品の適正な流通確保に取り組んでまいります。

これ以外にも、本日の会議では、薬事関連事業の取り組みや、情報提供をさせていただきます。委員の皆様には、忌憚の無いご意見をいただきますようお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

## 3 委員紹介等

### 【小笠原課長】

本審議会の委員は 20 名で構成されており、委員名簿は次第裏面のとおりでございます。本日は、16 名の委員にご出席いただいておりますので、次第裏面にごございます名簿順に従って、私からご紹介をさせていただきます。

石毛委員でございます。

加藤委員でございます。

笹生委員でございます。

篠塚委員でございます。

鈴木勉委員でございます。

てらさき委員は、少し遅れると伺っております。

宮崎委員でございます。

川西委員でございます。

北井委員でございます。

佐々木委員でございます。

新家委員でございます。

鈴木勝利委員でございます。

塚原委員でございます。

石川委員でございます。

笹谷委員でございます。

広田委員でございます。

なお、川副委員、栗原委員、篠原委員、武内委員におかれましては、所要の為に本日はご欠席されております。

次に、本日の会議ですが、委員数は先ほど申し上げたとおり 20 名中 16 名の委員、現在は 15 名ですが、ご出席いただいておりますことから、神奈川県薬事審議会規則で定められております過半数を満たしており、この協議会は成立いたしますことをご報告いたします。

それでは本日の配布資料等を確認させていただきます。

先ず、審議会次第と裏面に委員名簿及び座席表がございます。

次に、次第の下段に記載しておりますとおり、資料は 1 から 6 まで、参考資料は 1 から 5 までとなっております。資料の不足等はございませんでしょうか。

よろしければ、この後の議事の進行につきましては、石毛会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 4 公開・非公開の決定

##### 【石毛会長】

それでは、私の方で議事の進行させていただきます。

去年のご報告において、販売店は無くなったと記憶していますが、まだまだ危険ドラッグが横行しています。そして、新しいものが出てきて、それを指定していかなければならないという状況が続いていると思います。是非、危険ドラッグ、薬物乱用を撲滅したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、本日の審議会を公開または非公開とする扱いについてですが、審議会は原則公開と決定されています。この取り扱いについて事務局から説明があると伺っております。説明をお願い致します。

##### 【事務局】

参考資料 3 をご覧ください。

神奈川県情報公開条例第 5 条と 25 条の抜粋でございます。本条例第 25 条では、「附属機関の会議は公開する。」と規定されていますので、附属機関である本審議会は公開となります。しかし、但し書きにおいて、第 25 条第 2 号に該当する「会議を公開することにより

当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある」場合には、会議は非公開となります。

今回の会議では、「2 部会報告事項」の知事指定薬物の指定において、薬物評価検討部会の委員氏名や審議内容を公開することにより、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換、又は中立的な意思決定ができなくなる恐れがあるものとして、非公開として扱うべきものと考えております。

なお、薬事審議会の公開、非公開の決定については、参考資料4「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」第6条において、附属機関の長が当該会議に諮って行うとされていますので、よろしくお願いいたします。

**【石毛会長】**

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から、本日の議事の一部が、情報公開条例 25 条の 2 号に該当するということから、審議会の議事を一部非公開とすることについてご説明をいただきました。この件について皆様のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、一部非公開という形で進めさせていただきたいと思えます。

(委員賛同)

ありがとうございます。それでは皆様の賛同が得られましたので、この会議は一部非公開という形で進めたいと思えます。この会議に関して、傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

**【事務局】**

傍聴者はいらっしゃいません。

**【石毛会長】**

傍聴の方がいらっしゃらないということで、傍聴者なしの会議で進めさせていただきます。

**5 部会報告事項**

〔冒頭の決議のとおり、情報公開条例第 25 条第 2 号に該当するため、本事項を非公開と致します。〕

**6 神奈川県における薬事関連事業の取り組みについて**

**【石毛会長】**

それでは、「2 部会報告事項」については、これで終了させていただき、次に行きたいと思えます。「3 神奈川県における薬事関連事業の取り組みについて」、1 から 3 まで、一括して事務局の方からご説明お願いできますでしょうか。

**【事務局】**

神奈川県における後発医薬品の使用促進について説明させていただきます。資料 2-1 をご覧ください。

先ず、後発医薬品使用促進の意義・目的です。皆様方もご存知であると思いますが、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質、有効性及び安全性は変わらないものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品です。先発医薬品に比べて薬価が低い後発医薬品を普及させることは、医療の質を落とすことなく、医療の効率化、つまりは医療費の削減を図ることで、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することとなり、今後、医療費の益々の増大が見込まれる中、国民皆保険制度を維持するためにも、有効な取り組みです。

こうしたことから、国は、平成 19 年に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定して、本格的に後発医薬品の使用促進の取り組みを始めました。そして、平成 25 年には「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定して、後発医薬品の数量シェアを平成 29 年度末までに 60%以上とする目標を定めました。ロードマップでは、後発医薬品のさらなる使用促進のための取り組みとして、国、メーカー、都道府県及び保険者などの関係者が、安定供給、品質に対する信頼性の確保、情報提供の方策、使用促進に係る環境整備、医療保険制度上の事項及びロードマップの実施状況のモニタリングに関して取り組むことが具体的に示されました。

さらに、平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」いわゆる「骨太の方針 2015」では、後発医薬品の数量シェアを平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から 32 年度までのなるべく早い時期に 80%以上に高める新たな目標が設定されました。最新データである昨年 9 月のデータでは、全国が 66.5%、本県は 65.1%となっております。

「これまでの本県の取り組み」ですが、平成 20 年 11 月に、大学の薬学部教授、医師会や薬剤師会などの学識経験のある方、また、公募委員等で構成する、神奈川県後発医薬品使用促進協議会を設置して、県の取り組みを協議しています。

具体的な取り組みですが、医療機関や薬局における円滑な導入の一助としていただくため、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる聖マリアンナ医科大学病院及び横浜市立大学附属市民総合医療センターの後発医薬品の採用状況や採用基準、採用時における地域薬剤師会との連携方法などについて調査し、その情報を薬務課のホームページで公開しています。

普及啓発ですが、昨年度までは後発医薬品の効き目や品質、安全性などを中心としたリーフレットを作成しておりましたが、平成 28 年度は、資料 2-2 にありますとおり、患者の薬代の負担軽減効果に特化した内容に刷新しました。

そして、ジェネリック医薬品希望カードについては、昨年度までは、リーフレット右下に印刷した箇所をはさみ等で切り取って利用いただく形式でしたが、今年度は耐久性を増すため表面をポリプロピレン加工した希望カードをリーフレット右下に挿し込み、容易に取り外し利用できる形式といたしました。これにより、リーフレットを手にとりすぐ希望カードを使えるようにしたため、使い勝手がよくなり、従来、希望カードを使用していなかった方の、後発医薬品の使用を推進できると考えております。

また、平成 21 年度及び 27 年度の 2 回、医療機関や県民が抱いている後発医薬品の印象等についてのアンケート調査を行い、医療関係者や県民の後発医薬品に対する意識がどのように変容しているか確認しました。

平成 29 年度における本県の取組みですが、地域で中核的な役割を果たす病院等が採用している汎用後発医薬品リストを公開することで、近隣病院等における後発医薬品の処方・採用が促進するとともに、当該リストを地域で共有することにより、保険薬局が後発医薬品の採用をしやすい環境を整え、後発医薬品の更なる普及促進を図ることが期待できます。平成 29 年度は県内にある 25 施設ある公立病院の採用後発医薬品を調査してリストを作成して公表します。

そして、お配りしたような啓発リーフレットの作成・配布、老人クラブ等を対象とした出前講座を引き続き行うことなどによって、県では、後発医薬品のさらなる使用促進に努めてまいりたいと考えております。神奈川県における後発医薬品の使用促進については以上です。

続きまして、健康サポート薬局について説明させていただきます。資料 3 をご覧ください。

健康サポート薬局は、平成 27 年に取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」の内容を踏まえて、昨年 4 月から新たに始まった制度です。

健康サポート薬局の定義ですが、資料に記載させていただいたとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、これ以降は医薬品医療機器等法と省略しますが、本法律の施行規則第 1 条第 2 項第 5 号に示されております。

具体的には、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えた薬局のうち、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局です。

そして、健康サポート薬局の基準を満たす薬局が、都道府県知事若しくは保健所設置市長等に医薬品医療機器等法に基づく届出を行うことで、「健康サポート薬局」や「厚生労働省基準適合」といった表示を行うことが認められます。

次に、健康サポート薬局の要件について説明します。

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を備えるとともに、プラスアルファの機能として、健康サポート機能を有する薬局です。まず、ベースとなる「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能」は資料記載のとおり 3 つあります。

1 つ目は、「服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導」です。具体的には、患者がかかっている全ての医療機関を把握し、要指導医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握するとともに、それに基づき適切に薬学的管理・指導が行われるよう、薬歴への記録を含めて取組むことです。

2 つ目は、「24 時間対応・在宅対応」です。具体的には、開局時間外であってもいつでも、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備しており、在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があることです。

3 つ目は、「かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携」です。

具体的には、高齢者や難病患者など地域の患者を適切に支援できるよう、地域ケア会議への積極的な参加などを通じ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員等と顔の見える関係を築き、医療・介護情報等を共有し、それらの機関と連携体制を構築していることです。そして、プラスアルファの機能として、健康サポート機能は資料記載のとおり、「地域における連携体制の構築とリストの作成」、「研修修了薬剤師の常駐などの薬剤師の資質確保」、「個人情報に配慮した相談窓口の設置などの薬局の設備」、「健康サポート薬局であることの薬局内側と外側における表示」、「要指導医薬品、衛生材料、介護用品等の供給体制の整備」、「平日は連続して開局し、平日働く人も相談できるよう、土日を一定時間開局」、

「健康サポートに関する様々な相談・取組の実施」の7つあります。

時間の関係もございますので、詳細は省略させていただきます。

次に、健康サポート薬局の届出と公表について説明します。

健康サポート薬局の要件を満たす薬局が、健康サポート薬局であること希望する場合は、薬局が県所管区域の場合は県保健福祉事務所若しくは県保健福祉事務所各センターに、保健所設置市域の場合は各市の保健所等に、健康サポート薬局の要件を満たすことを証明する書類を添付して、医薬品医療機器等法に基づき、変更届を提出します。

保健福祉事務所等で変更届を受理した後に、薬局では健康サポート薬局である旨を表示することができます。そして併せて県に健康サポート薬局となったことを報告します。

報告を受けた県では、資料裏面にごございます、県でシステムを構築している「薬局機能情報提供システム（かながわ医療情報検索サービス）」に、報告を受けた薬局が健康サポート薬局である旨の変更を行い、公表して県民に情報を提供しております。

今後、県では薬務課のホームページや「お薬の基礎知識に関する出前講座」などにより、「かかりつけ薬剤師・薬局」・「健康サポート薬局」の役割や意義などについて説明して県民の理解を深め、県民の積極的な「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つことや「健康サポート薬局」の活用を促していきます。

本届出制度は、昨年10月にスタートし、現在、県内における健康サポート薬局は6薬局しかありませんが、薬局からの相談や問い合わせにも積極的に対応してまいります。

それでは、次に、C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品問題について説明させていただきます。資料4をご覧ください。

奈良県内にある(株)関西メディコが開局している薬局からC型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の交付を受けた患者が、以前服用していたものと異なることに気づいたため、患者が当該薬局にその旨連絡しました。

連絡を受けた薬局では、ハーボニー配合錠の製造販売業者である「ギリアド・サイエンシズ株式会社」に連絡をし、連絡を受けたギリアド社で製品を確認したところ、本年1月17日、当該品が偽造品であることが判明しました。

これまでに発見された偽造品の流通ルートは、資料下段にありますとおり、東京都内にある卸売販売業者と大阪府内ある卸売販売業者及び(株)関西メディコが開局する奈良県内にある3つの薬局、サン薬局平群（へぐり）店、サン薬局平松店、サン薬局三室（みむろ）店であり、合計15ボトルが流通していたことが判明しました。

また、奈良県が(株)関西メディコからハーボニー錠の調剤を受け服用した患者及び主治医に調査を行った結果、今回の流通ルートでは、本件発見の端緒となった患者1名は、偽造品を受け取ってしまいましたが、当該患者も含めて、偽造品を服用したケースはないことが確認されています。

そして、奈良県及び奈良市では、3月7日に(株)関西メディコに対して、また、3月13日には東京都及び大阪府が偽造品の流通に関わった卸売販売業、計6社に対して、改善措置命令の行政処分を行いました。更に、奈良県及び奈良市では、3月16日に、サン薬局平群店、サン薬局平松店に対し、3月22日から5日間の業務停止命令と管理者変更命令を出すという行政処分を行いました。

正品と偽造品の形状ですが、真正品は中段左側にあるとおり、だいたい色の菱型ですが、

偽造品は右側にあるとおり、黄色の長円形や紫色の錠剤が混入されているなど状況は様々でした。そして、真正品はシールにより封緘された箱に入った状態で流通していますが、いずれの偽造品もギリアド社が出荷時に包装している箱に収められておらず、箱の中にあるボトル容器単体の状態、本来流通することがない状態で流通していることが確認されました。

そして、国立医薬品食品衛生研究所、ギリアド社及び東京都健康安全研究センター等で偽造品の内容物を分析した結果、複数のビタミン類を含有する錠剤、鼻炎、感冒などの時に服用する漢方製剤などであることが推定されています。

裏面をご覧ください。厚労省によるこれまでの対応ですが、偽造品流通ルートの調査、偽造品の迅速な確保・公表による拡散防止そして患者の健康安全の早急な確認を奈良県、東京都、大阪府等と連携して対応し、「流通ルートの解明」、「偽造品の迅速な確保や流通ルート公表による偽造品拡散防止措置」そして「患者や主治医への調査等による患者の健康安全の早急な確認」を行うことができました。

そして、本事案の発生を受けて、資料中段にある「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底」、「医療用医薬品の適正な流通の確保に係る監視指導の強化」のほか、「ハーボニー配合錠の偽造品への対応」など各種通知が発出されました。

本県では、厚労省の通知を踏まえて、県医師会長、県病院協会会長、県精神科病院協会会長及び県病院薬剤師会長には、「ハーボニー配合錠を処方された医師は、ハーボニー配合錠を服用している患者に対して、薬効の欠如を含めた有害事象など、患者の状態に変化がないかの確認」、「外箱に収められていないハーボニー配合錠の在庫又は過去における取扱い状況の確認」をお願いしております。

また、県薬剤師会長には、「外箱に収められていないハーボニー配合錠の在庫又は過去における取扱い状況の確認」や「医薬品を譲り受ける際、当該医薬品が本来の容器等に収められており、未開封であり添付文書が添付されていることの確認」そして「医薬品を譲り受ける際に、法令で記録することが求められている譲渡人の氏名を記録や医薬品を納入する者の身分証明書等の提示を求め本人であることの確認」などをお願いしております。

そして、県医薬品卸業協会理事長には、県薬剤師会長と同様に「外箱に収められていないハーボニー配合錠の在庫又は過去における取扱い状況の確認」や「医薬品を譲り受ける際に、法令で記録することが求められている譲渡人の氏名を記録や医薬品を納入する者の身分証明書等の提示を求め本人であることの確認」をお願いしております。

そして、県保健福祉事務所長については、医療用医薬品の卸売販売業又は薬局に対し、資料記載の2項目のほか、「法令で策定が求められている手順書を作成しており、当該手順書に偽造医薬品の混入を防止するための必要な措置が含まれることの確認」、「当該手順書に従い医薬品の管理を行っていることの確認」を指示しております。

本県では、本事案は違法な状況下での発生ではなく、卸売業者者が販売した医薬品を薬局で調剤して患者さんに交付するといった、医薬品医療機器等法で想定している通常の医薬品流通の過程で生じた事案であります。このことから、梶木生活衛生部長のあいさつにもありましたとおり、医薬品流通の根底を覆す事案であって、また、国民からの医薬品の信頼が大きく失墜してしまう可能性がある、重大案件と懸念しています。

本県では本事案による偽造品の流通がないことは確認しておりますが、二度と偽造した医薬品が流通することがないように、関係機関、関係団体と協力して取り組んでまいります。以上

でございます。

**【石毛会長】**

どうもありがとうございました。3つの事案についてご説明いただきました。

まず、資料2についてはジェネリック医薬品の使用の促進でございます。

資料3でございますけれども、健康サポート薬局の目的は、健康の増進をさせる薬局の創設ということでございます。健康サポート薬局の役割や機能、いろいろな役割が課せられている訳でございますけれども、これのご説明をいただきました。

資料4については、ハーボニーの偽造品ということですが、患者は、医師から処方された処方せんに基づいて、薬局で調剤をして貰い薬を飲む訳でございます。患者は完全に医師や薬局を信頼して、服用するものだと思います。それが、このようなことが起こるということはものすごく大きな問題だと思いますので、それに対する、本県の取組みについても、ご説明いただきました。

この3つの案件は、とても大きな問題だとは思いますが、しっかり県として取り組んでいただいて、これらのことが円滑に進むことを祈念したいと思います。

言いの皆様、何かご質問ございましたらお願いします。

**【新家委員】**

医薬品卸業協会の新家でございます。

先ほどの偽造医薬品ハーボニーの件についてですが、卸売業というと私どもと同じなのですが、私どもの加盟している卸というのは、医薬品メーカーさんから直接仕入れて、その後、病院や調剤薬局等に、ロット番号や販売日、販売した個数などの情報をトレーサビリティできるようにしっかりとした体制がございます。

一方、当該の偽造薬が取り扱った卸は、仕入れルートが全く違うところからの発生でございますので、一緒にされると困るなというところで意見を述べさせていただきます。

**【石毛会長】**

どうもありがとうございました。多分こういう事案というのは本当に数少ないものだと思います。ほとんどないのが当たり前だと思いますので、神奈川県ではそんなことは絶対ないということを今教えていただいたものと思われま。ありがとうございました。

加藤先生、いかがでしょうか。

**【加藤副会長】**

資料4に卸売販売業と書いてありますが、今、新家委員からご発言があったように、俗にいう現金問屋という位置付けですが、残念なことに今の日本の法律下では、現金問屋も一応法的には認められているところでございます。

一番の問題は、薬剤師会としても、非常にお詫びしなければいけないところなのですが、資料4のところにある5件の卸売販売業は、現金問屋といえども管理者として薬剤師が関与しており、そこを全部スルーしてしまったということは、同じ薬剤師としてお詫びをするしかありません、薬剤師の怠慢だと考えております。

特に、ここにも記載がありますように、添付文書もなくボトルから出ている状態の製品を何の疑問もなく流通させてしまった薬剤師には、大いなる責任があると感じておまして、神奈川県では今、ご説明があったように、まず、あり得ないと思っております。

ご存じのとおり欧米では薬剤師は、偽薬を発見するというのが一つの仕事になっておりま



して、そういう面では、患者さんに健康被害は生じることなかったこともあり、良いシグナルだったのではないかと考えております。

いずれにしても、これを機会に、薬局の管理薬剤師に対して、再度、薬剤師会としても警報を発したところですし、これからも注視していきたいと考えております。

それともう1点、先ほどの健康サポート薬局の件ですが、今日ご出席の皆様、特にご説明のあった通りなのですけれど、キーポイントは門前から地域に、物から人にというところがございます。

改めて薬局を見てみると、薬局は処方箋がないと入れないというような薬局が増えていきます。今後、薬局はある意味では交通整理の一つの場でありまして、例えば薬局を訪れて薬を販売しないで、「あなた、運動をすれば薬を買わなくても治りますよ」、「いや、この状態だったらすぐ病院で受診して、すぐ医療機関を受診しなさい。」或いは「そのぐらいだったら、例えば、痛み止めを飲んで、明日痛みがとまらないようだったら、医療機関を受診しなさい。」というような交通整理の場であると考えております。

その交通整理の場は、処方箋がないと入れないという薬局が増えているという現状を何とか打破しようというのも一つの根底にあります。

また2025年問題を考えると、やはりそういう薬局でなければ、地域包括ケアの中で、役に立たないということが背景にあるということをご理解願えればと思っております。以上です。

#### 【石毛会長】

加藤先生どうもありがとうございました。いろいろと、まだ問題はありますかと思っておりますけれども、先に進めさせていただきたいと思っております。他に何かございますか。

(委員意見なし)

それでは、「3 神奈川県における薬事関連事業の取り組みについて」は、今の事項で終了したいと思います。

## 7 情報提供（医薬品等をめぐる最近の話題について）

#### 【石毛会長】

次に、4として、情報提供、医薬品等をめぐる最近の話題について、こちらも1と2について、一括して事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

#### 【事務局】

それでは、最初にセルフメディケーション税制、医療費控除の特例について説明させていただきます。資料5をご覧ください。

セルフメディケーション税制は、今年の1月から平成33年12月末日までの期間限定で始まりました新しい医療費控除制度です。所得税や住民税を納めていて、自分と扶養家族の分を合わせて、医師の処方が必要な医療用医薬品から転売された特定の有効成分を含む市販薬、いわゆるスイッチOTC医薬品と呼ばれる医薬品の年間購入額が「1万2千円」を超えた人であって、併せてメタボ健診やインフルエンザワクチンの予防接種、勤務先で実施する定期健康診断など、健康の維持増進や疾病予防のために健康診断等を受けている人が、総所得金額等からの控除が受けられる制度です。対象となる特定の成分を含んだスイッチOTC

の一覧は、厚生労働省のホームページで確認することができます。

最新情報である2月14日現在の品目数は、1,600余りとなっております。そして、対象となる製品のパッケージには、資料5の中段付近にあります識別マークが記されております。

さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートに、この制度の対象製品には、星印のような印と「セルフメディケーション税制対象」という印字か、手書きの注記がなされますので、消費者の方は対象製品であるかどうか、容易に判別することができます。この制度の利用にあたっては、税務署に確定申告する必要があります。必要な書類は、対象となるスイッチO T Cを購入した際の領収書又はレシート、健康診断等を受けたことを証明する書類などです。

なお、ご注意いただきたい点は、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできませんので、どちらの医療費控除制度を選択したらよいかは、ご自身で選択いただくこととなります。本県では、「セルフメディケーション」の取組みを推進しております。そこで、県民に本制度を積極的にご活用いただくために、この資料5により、県のホームページにある「県税便利帳」や「薬務課のホームページ」において本制度の概要を掲載するとともに、来月1日に発行されます「県のたより」にも本制度を記載する予定にしております。皆さま方におかれましても、本制度の周知にご支援、ご協力くださいますようお願いいたします。私からは以上となります。

#### 【石毛会長】

ありがとうございました。セルフメディケーション税制について、医療費控除等の併用は不可ということをございますけども、情報提供をいただきました。これについてはよろしいでしょうか。

(委員質疑なし)

それでは、次に行きたいと思います。

#### 【事務局】

本年の4月1日から茅ヶ崎市が保健所政令市に移行いたしまして、市として保健所を設置することになります。現在、県の茅ヶ崎保健福祉事務所がある場所に設置されるということになっております。これに伴いまして、これまで県の保健福祉事務所が担当しておりました茅ヶ崎市域の保健所業務が、一部を除きまして茅ヶ崎市に移管されることとなります。茅ヶ崎保健福祉事務所が所管しております寒川町域の保健所業務につきましても、本県から茅ヶ崎市に委託という形で実施をお願いする予定となっております。現在開かれております県議会及び茅ヶ崎市議会の議決により最終的に決定することとなっております。

保健所に移管する業務と一部移管されずに県が引き実施する業務がございます。こちらは資料6の1と2でお示しさせていただいておりますので、読みあげさせていただきます。

茅ヶ崎市保健所に移管する業務といたしましては、薬剤師法の関係で、薬剤師免許申請の受理と免許証の交付、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律といたしましては、薬局の開設ですとか、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業等の許可、休止、再開、管理者等の変更の届出の受理、薬局等からの報告の徴収、立入検査などがございます毒物及び劇物取締法関係でございますが、毒物劇物販売業の登録ですとか、販売

業者からの変更届・廃止届の受理、毒物劇物販売業者等からの報告の徴収、立入検査などがございます。最後に、麻薬及び向精神薬取締法関係といたしましては、麻薬の小売業者、施用者、管理者に係る免許申請の受理ですとか免許証の交付業務廃止届等の受理などを茅ヶ崎市の保健所で行っていただくことになります。

一方、移管されずに県が引き続き実施する業務でございますが、こちらは毒物及び劇物取締法でしたら、毒物劇物製造業者、輸入業者の立入検査、麻薬及び向精神薬取締法の関係といたしましては、麻薬卸売業者、研究者、向精神薬卸売業者、向精神薬試験研究施設、特定麻薬等原料卸小売業者からの免許の申請等や、免許証の交付、届出の受理などがございます。

また、麻薬等事故届や麻薬廃棄届の受理、麻薬業務所等への立入検査など県で引き続き行うことになります。それに加えて、覚せい剤取締法関係ですが、同様に覚せい剤等廃棄届の受理ですとか、覚せい剤を取り扱う施設への立入検査などは県で引き続き行うことになります。以上、事務局からの情報提供でございます。

#### 【石毛会長】

ありがとうございました。

以上の通り、資料5、或いは資料6について、事務局の方から情報提供がございました。これについて何かご発言はございますでしょうか。

(委員質疑・意見なし)

よろしいでしょうか。それでは、今回の議題については以上でございますけども、その他について、事務局の方から何かございますか。

## 8 その他

#### 【事務局】

現在の委員の皆様方におかれましては、今年5月末日をもちまして任期が満了となります。このことから、本審議会は本年6月より次期委員となりますので、次期会長及び副会長は空席となります。

一方、本日の会議でも報告いたしました知事指定薬物の指定を行うにあたっては、神奈川県薬物濫用防止条例の規定に基づき、本審議会の会長あてに知事の諮問と答申をお願いする必要があります。そして、知事指定薬物の指定は、薬物評価検討部会で検討しておりますが、さきほどの報告にありましたとおり、当部会は頻繁に開催されており、開催時期も不定期となっております。このことから、次期委員で構成する薬事審議会の会長を早急に選出する必要があります。本来であれば、次回の本審議会の場において、次期委員の方々の互選により、次期会長及び副会長を選出していただくことになります。しかしながら、会長選出だけのために、委員の方々にお集まりいただくことは、大変申し訳ないため、2年前と同様に、全ての次期委員様あてに、紙面にて会長及び副会長の選出について、ご意見を伺うこととさせていただきます。ご承知おきくださいますようお願いいたします。以上でございます。

#### 【石毛会長】

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がありましたように、危険薬物の指

定等についての問題がございます。今の事務局からのご説明、ご意見或いはご質問はございますでしょうか。

**【加藤副会長】**

知事指定薬物につきまして、皆様はもうご存知だと思っておりますが、数年前に薬務課が作りましたビデオがありました。何人か新しい方もいらっしゃると思いますので、是非、薬務課からこういったビデオがあるということを紹介していただきたい。

なぜかという知事指定薬物の会議などでも、どうも販売店は少なくなりましたが、地下に戻ってネット販売等々が増えています。

「ダメ。ゼッタイ。」運動などもあります。やはり今の若者はどうしてもネットなりスマホからいろいろな情報を仕入れるということもありますので、もう一回この場で薬務課からこういったアクセスをして、このような感じだということの説明をいただいで、委員の皆さんに再確認していただければと思っております。

**【石毛会長】**

ありがとうございます。再若者は覚せい剤では少し怖いけれども、こういうものだったら大丈夫じゃないかという、安易な気持ちや興味を持っている若者がいると思います。

ですから、これは絶対にだめなんだということを強調していく必要があると思っておりますので、それについて県から、前回もご報告いただきましたけれども、かなり強烈なビデオも作成されましたので、それについて少しご説明いただけますでしょうか。

**【事務局】**

当県では危険ドラッグ乱用防止啓発動画を作成し、本県のホームページでご紹介すると共に youtube にもアップをさせていただいております。若年層の方に分かりやすいということで、アニメーションを用いて多少恐ろしげな、極端な表現を使わせていただきましたところ、大変好評をいただいております。現時点で動画の再生回数が 59 万回を越えております。

学校等で指導員の先生、薬剤師会の先生方に行っている薬物濫用防止教室でも使用していただいております。なかなか好評をいただいている話を伺っております。こちらは当県のホームページで、「危険ドラッグ」と検索していただくこともできますし、youtube ですとかインターネット等でも検索をすることが可能となっております。

また、こちらの啓発動画は今、川崎市のアゼリア、相模大野の駅前ビジョン、本厚木北口のミロードでも放映をさせていただいているところでございます。

また、若年層への啓発を目的といたしましてインターネットカフェで画面に流れるようにしたり、デスクトップバナー等に流させていただいております。若年層への啓発を図っているところでございます。

**【石毛会長】**

ありがとうございます。

若年層というのは、どのぐらいまでかわかりませんが、インターネットカフェあたりだと、高校生ぐらいかなとも思うのですが、最近中学生であったり、小学生であったり、その辺も興味を持っているという話も聞いておりますので、もうちょっと下のレベルの若者にも浸透できるような対策をいただけるとありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

加藤先生、ご意見ございましたらお願いいたします。

**【加藤副会長】**

今、学校薬剤師等を通じて、そういった取組みをしているところでございます。

今日は、それぞれの団体の重鎮の方がいらっしゃいますので、ぜひ、こういったものがあるということプロパガンダしていただきたくお願いします。

**【石毛会長】**

どうもありがとうございました。危険薬物の取組みを積極的にされている、篠塚先生から何か一言ありましたら、お願いできますでしょうか。

**【篠塚委員】**

濫用というものに対するこのような地道な啓発事業を続けていかなければいけないことは大切です。

一方、マスコミ等において、賛成派と反対派が議論する場面が結構あり、賛成する人の取り扱いをかなり慎重に行う必要があると思っています。

知識がない人は簡単に情報を信じてしまうということが一番怖いので、正確な知識を伝えるということも、我々、薬事行政に関わっている人が行う必要があると思っています。

**【石毛会長】**

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

**【事務局】**

只今、薬物乱用防止に関してのご意見をいただいたところですが、先ほどの加藤副会長からのご発言がありましたように、学校薬剤師会の先生方に、学校の教育の場において、色々な普及啓発を行っていただいているところでございます。私も薬務課、また保健福祉事務所の職員も啓発の取組みをさせていただいております。毎年度、例えば27年度ですと、学校に対しまして200件程度講師派遣をさせていただいております。

また、先ほどの動画につきましても、大変好評をいただいていることはあるのですが、危険ドラッグはなかなか、指定物質そのものは先ほどもお話したとおり、やや減りつつありますが、指定されている物質そのものは未だ売られている現状のあることから、危険ドラッグも含め、薬物濫用防止対策については力を注いでいきたいと考えております。

**【石毛会長】**

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

今の議事で今回の用意されました議事は終わりにしたいと思います。

委員の先生方の円滑なご議論によりまして、思ったより早く終わったと思います。

それでは、マイクを事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

## 6 審議会終了のあいさつ

**【事務局】**

ありがとうございました。円滑な議事の進行ありがとうございました。

本日の、議事録の取扱いについてですが、一部を非公開とするなどの対応をいたします。議事録の確認をお願いする際には、既に非公開部分を削除した形で、確認の御連絡をすることになります。その点につきまして、御了承下さい

先ほど担当から申し上げましたが、現在の委員の皆様方におかれましては、本日が任期中の最後の会議になるものと思います。皆様には、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。また時期開催におきましては、先ほど事務局からの説明がありました

とおりに、新たな会長のご選出に関しましては、大変恐縮ではございますが、ご理解賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、以上で本日の薬事審議会を終了いたします。ありがとうございました。